## 「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント実施結果について

平成29年12月1日 森林づくり推進課 税 務 課

平成30年3月31日に適用期間が終了する「森林環境保全税」の延長に関する、パブリックコメントを実施 したところ、その結果は次のとおりでした。

これらの意見を踏まえ、11月議会に条例改正案を提出しました。

## 1 延長(案)の概要

- ・趣旨、課税方式、税率及び使途内容を現行どおりとし、森林環境保全税の適用期間を5年間延長する。
- ・条例改正にあたっては、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税(仮称)の使途内容等が明らかに なった後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の税率、使途内容等について検討する。

## 2 パブリックコメントの実施状況

- (1)募集期間:10月30日(月)から11月20日(月)までの22日間
- (2)県民への周知
  - ・県のホームページに掲載(10月30日から)
  - ・県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町 村役場窓口に募集案内チラシを配置
  - ·新聞広告掲載:11月5日付(日本海新聞)
- (3)意見交換会の実施:県内3会場(東部:11/6(月)、中部:11/7(火)、西部:11/8(水))いずれも午後7時~

意見交換会参加者24名

(4) 応募件数:52件(意見募集箱7件、ファックス2件、電子メール5件、説明会37件、その他1件)

## 3 「森林環境保全税」の延長(案)に対する主な意見

· _	'	<u> የነገገነታሉ</u>	光水土儿」	の姓氏(朱)に対する工な志光	
		項	目	主な意見の概要	意見に対する対応方針
Ī	課税	・税率	・ 使途等の	延長に関する基本方針は妥当な判断	趣旨、課税方式、超過税率及び使途内容
	延長	(案)	について	森林機能を維持するために制度を継続し間伐を推	を現行どおりとし、適用期間を5年間延
				進して欲しい。	長します。
				5年と言わず長期制度にして欲しい。	情勢を踏まえながら一定期間毎に見直
					しを行いたいと考えています。
				条例改正の概要等々、もっと詳しく教えて欲しい。	こちらから何度か連絡を試みましたが
					連絡が取れませんでしたので、再度問い
					合わせがあれば対応いたします。
,	<b>庙</b> 全	Þ <b>₩</b> 1-	ついて	必要以上の提出書類を求められたり、評価委員会で	
	) 火巫=	甲未1〜	J61 C	厳しく審査され使いづらい。	善すべきことを点検します。
	(1)-	フト事	[秦/	単発の企画ではなく、複数年、継続できる企画の支	
	\/ /	/ I. 手	木/	援が必要。	
				人家周辺の竹林整備は、税の使途が見えやすい。	税に対する理解が深まるよう、これか
					らも努力いたします。
				竹林対策は不要ではないか。	竹林対策については賛否両論あります
				竹林対策に税収額の1/3を充当していることに	が、森林環境の保全のためには必要な対
				違和感がある。	策であり、継続して現行の予算規模を確
	〈竹材	木整備	事業〉	竹林対策の適切な予算配分が必要。	保しながら取り組みます。
				河川敷の竹林対策ができないか。	河川敷の竹林対策は、河川管理者が行う
					べきと考えています。
				薬剤を使った竹林対策はできないか。	薬剤を使った竹林の駆除は可能ですが、
					一時的に竹林機能が低下することから
					慎重な取扱いが必要と考えています。

項目	主な意見の概要	意見に対する対応方針
	竹チッパーの購入補助は出来ないか。	竹チッパーについては、リース料を支援 対象としており、財産形成に繋がる購入 補助は考えていません。
〈竹林整備事業〉	事業実施した竹林が元に戻らないような仕組みは あるのか。	市町村において5年の管理協定を締結し、5年後に現地調査を行うこととしており、必要な場合は指導をしていただいております。
〈使途事業その他〉	森林や竹林を整備する担い手対策が必要。	担い手対策は、一般財源や他の基金において引き続き支援します。
県民への周知につい て	税制度が認知されていないのではないか。	あらゆる手法を用いてPRを行います。
国の森林環境税(仮称)について	国の制度が創設されても、県制度を継続すべき。 国の制度が創設されたときには、県の制度を廃止、 または税額を減額すべき 名称が似ているので県の「森林環境保全税」という 名称を変更すべき	国の制度概要が確定以後、検討いたします。そのことを条例改正案に盛り込みます。
〈県制度との関係〉	国制度のスケジュールや税率等は分からないのか。 国の制度が創設された場合、県の見直しについて具体案があるのか。	国の税率や使途内容など、制度概要については確定していないため、県の制度については、現在、見直しの具体案はございません。国の制度概要が確定以後、検討いたします。
〈国の使途事業〉	市町村には林業の専門職がいないので、現体制で市町村が実施することは難しい。 民有林に着手する前に、町行造林などをモデル的に 実施できれば良い。 国の使途について、施行箇所を見つけてきた森林組 合等に、随意契約できる仕組みにしないと間伐は進まない。	望していきます。
その他	伐採された木材や竹材がどのように利用されているのか、県の把握している状況を知りたい。	御意見をいただいた方に、現状を説明させていただきました。